

評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人岐阜アソシア

社会福祉法人岐阜アソシア評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐阜アソシア（以下「この法人」という。）の定款第9条第2項の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員等のうち、主たる事務所に週3日以上、この法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、日当、宿泊料）をいう。

(報酬等)

第3条 評議員並びに非常勤役員に対する報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員等が理事長の要請により、出張若しくは評議員会、理事会又は監事監査に出席した場合は、「社会福祉法人岐阜アソシア役員等の費用弁償規程」第2条第1項及び第2項に基づき支給する。

附則

この規程は、2018年2月7日から施行する。